



日海防第68号
令和7年5月15日

一般社団法人 日本旅客船協会
会長 加藤 琢二 様

全国海難防止強調運動 主催者代表
公益社団法人 日本海難防止協会
会長 池田 潤一 郎



令和7年度「海の事故ゼロキャンペーン」への協力依頼について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

貴台におかれましては、海難防止の取組みに関し、平素からご高配ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび別添実施計画により、海上保安庁及び（公財）海上保安協会とともに、来る7月16日から7月31日までの16日間、「海の事故ゼロキャンペーン」を実施しますので、貴台傘下会員への周知、各種行事への参加、広報誌への掲載等につきご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

なお、昨年度の実施状況（参考3）を末尾に添付いたしましたので、参考としていただければ幸いです。

敬具

<添付書類>

- ・別添 令和7年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施計画
- ・参考1 令和7年度 全国海難防止強調運動 実行委員会 名簿
- ・参考2 令和7年度 全国海難防止強調運動 地方推進連絡会議 名簿
- ・参考3 令和6年度「海の事故ゼロキャンペーン」実施状況

お問い合わせ先

（公社）日本海難防止協会 企画国際部 担当：鏡（かがみ）

電話 03-5761-6080

メール kikakukokusai01@nikkaibo.or.jp

令和7年度海の事故ゼロキャンペーン実施計画

令和7年2月19日
全国海難防止強調運動実行委員会

1 キャンペーンの趣旨

海の事故を防止するには、船舶所有者、運航者をはじめとする海事関係者、漁業関係者など、船舶運航に直接関わる者、マリンレジャー愛好者はもとより、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民に対しても、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図る必要がある。

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とした交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき中央交通安全対策会議において作成された交通安全基本計画では、国民一人一人が、自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つようになることが極めて重要であるとしている。また、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって経済社会の発展及び国民生活の安定向上を図ること等を目的とした海洋基本法（平成19年法律第33号）に基づき閣議決定された海洋基本計画においても、民間団体・関係行政機関が緊密に連携し、海難防止に関する意識の向上等、海難防止対策を推進する旨がうたわれている。

近年の海難の発生状況を見てみると、船舶事故・人身事故ともに減少傾向にあるものの、依然として、悲惨な海難事故の発生は後を絶たず、引き続き、海難防止思想の普及及び高揚並びに海難防止に関する知識・技能の習得及び向上を図っていく必要がある。

このため、国土交通省が広く国民の「海」に対する理解と認識を高めることを目的として、7月1日から7月31日までの間に設置している「海の月間」の時期に合わせ、「海難ゼロへの願い」をスローガンに、官民の関係者が一体となって、国民の理解を得られる方法により、「令和7年度海の事故ゼロキャンペーン」を推進することとする。

2 期間

令和7年7月16日（水）から31日（木）までの16日間

3 主催

（公社）日本海難防止協会、（公財）海上保安協会、海上保安庁

4 後援

総務省、スポーツ庁、水産庁、国土交通省、海難審判所、気象庁、運輸安全委員会、（公財）日本海事センター

5 協賛

別紙のとおり

6 キャンペーン方針

（1）重点事項

第11次交通安全基本計画等に鑑み、令和3年度からの5か年計画の重点事項は次のとおり。

- ア 小型船舶等の海難防止
- イ 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進
- ウ ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保
- エ ふくそう海域等の安全性の確保

（2）各重点事項の推進項目

※ 本項における令和6年の海難発生状況に関する数値は、令和7年1月現在の速報値である。

ア 「小型船舶等の海難防止」に関する推進項目

（ア）プレジャーボートの発航前検査の徹底及び整備事業者等による定期的な点検整備の推奨

令和6年のプレジャーボートによる船舶事故は853隻で、前年から37隻減少したものの、依然として船舶事故全体の約5割を占めている。特に、プレジャーボートの事故種類別で割合の高い傾向にある機関故障は187隻で、前年から29隻減少しているものの、引き続き、発航前検査の徹底を図るとともに整備事業者等による定期的な点検整備の重要性について積極的に周知啓発し、運航者の安全意識の一層の向上を図る。

（イ）漁船の適切な見張り及び気象海象の把握の徹底

令和6年の漁船の船舶事故は472隻で、前年から64隻増加しており、船舶事故全体の26%を占めている。漁船の船舶事故は衝突によるものが最多であり、その原因は、見張り不十分によるものが最も多い。また、死者・行方不明者を伴う船舶事故の47%を漁船が占めており、その原因は、気象海象の不注意から生じる転覆によるものが多くことから、適切な見張り及び気象海象の把握の徹底を図る。また、AIS搭載義務の無い小型の漁船についても、AISを搭載することにより自船の動静を大型船に容易に認識させることができるなど事故防止に寄与するため、リーフレットの活用などによりAIS搭載の推進についての周知・

啓発に努める。

(ウ) 多様化・活発化するマリンレジャーの安全対策

令和6年のマリンレジャー活動に伴う人身事故者数は830人で、前年から28人減少した。近年、カヌー・SUP等のマリンレジャーが多様化・活発化しており、これらは小型船舶操縦士免許や検査の不要なものが多く海に関する基礎知識が少ない者が利用していることもあるため、マリンレジャーごとに安全情報等を記した総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の普及啓発やリーフレットの配布、動画、SNS等を用いた情報発信等を積極的に行い、マリンレジャー愛好者の安全意識の向上を図る。

(エ) 海の安全情報を利活用した啓発

プレジャーボートや漁船等の操縦者、海水浴や釣り等のマリンレジャー愛好者に対して、気象・海象の現況、気象庁が発表する気象警報・注意報等を海の安全情報にて発信することで、安全意識の向上を図る。

イ 「見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進」に関する推進項目

令和6年の総トン数20トン以上の船舶事故隻数は366隻で、前年から25隻増加しており、事故種類別では依然として衝突が最多で、31%を占めている。引き続き、貨物船やタンカー等の大型船舶による衝突海難を防止するため、次の事項に重点を置き、常時適切な見張りの徹底や船舶間のコミュニケーションの促進にかかる意識の啓発を図る。

(ア) 常時適切な見張りの徹底

相手船の存在を認識しているにも関わらず、不適切な進行により衝突に至る事故が多いことから、BRMの徹底を図るとともに、船員間にて互いに確認し、常時適切な見張りの徹底を図る。

(イ) 船舶間コミュニケーションの促進

次により、早期に船舶間の意思疎通を図り、相手船の動向を把握することで、適切な操船を行う。

- ・ 早めに相手船にわかりやすい動作をとる。
- ・ VHFや汽笛信号等を活用する。
- ・ AIS情報を活用するとともに、正しい情報を入力する。

(ウ) 漁ろう中の船舶との衝突防止

漁ろう中の船舶は、投揚網、漁場移動等に伴い急な発進・停止等不測の動きをする場合があることから、特に動静に留意し、早期かつ大幅な避航を心掛ける。

ウ 「ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保」に関する推進項目

海中転落した乗船者の安全を確保するために、①浮力の確保、②連絡手段の確保、③速やかな救助要請という3点が重要であることから、次の事項に関する周知徹底を図ることにより自己救命策の確保を推進する。

- ・ ライフジャケットの常時着用
- ・ 防水パック入り携帯電話等による連絡手段の確保
- ・ 携帯電話等の GPS 機能を ON にしておくことによる位置情報の発信
- ・ 118 番や NET118 の活用

加えて、事故発生時における早期の通報、ひいては迅速な救助につなげるため、家族や友人、関係者に目的地や帰宅時間を事前に伝え、現在位置を定期的に連絡することも有効であると周知する。

なお、ライフジャケットの着用については、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正により、小型船舶に乗船する者へ義務範囲が拡大されたことも踏まえた推進活動を実施する。

エ 「ふくそう海域等の安全性の確保」に関する推進項目

異常気象等に起因する船舶事故を防止するための制度について、リーフレットやホームページ（走錨事故防止ポータルサイト等）を活用し、本制度の理解促進を図るとともに、最新の気象・海象情報の入手など事故防止に係る取組の徹底を図る。

7 実施体制

（１）中央の実施体制

中央においては、全国海難防止強調運動実行委員会（以下「実行委員会」という。）が推進する。

（２）地方の実施体制

ア 地方においては、地方の関係機関、海事・漁業関係団体等で構成する連絡会議が推進する。

イ 連絡会議は、管区海上保安本部所在地に地方連絡会議を、海上保安（監）部の所在地に地区連絡会議をそれぞれ設置する。ただし、管区海上保安本部所在地にあつては地方連絡会議のみの設置とすることができる。

ウ 各連絡会議の事務局は、地方連絡会議にあつては海難防止団体又は海上保安協会の地方本部等に、地区連絡会議にあつては海難防止団体又は海上保安協会の地方支部等にそれぞれ置く。

8 実施事項

（１）中央の実施事項

実行委員会は協賛団体等に協力を求め、次の事項を実施する。

ア 各団体の地方支部、傘下会員等への周知及び各種行事への積極的参加の働きかけの実施

イ 各団体特有の運航実態や海難の発生状況を踏まえた自主的な推進項目

の策定による運動の促進及び活性化

ウ 各団体の地方支部、傘下会員等の広報誌やホームページへの掲載等による本キャンペーンの広報の実施

エ 海の事故ゼロキャンペーン用ポスター及びリーフレットを作成し、協賛団体、地方連絡会議及び地区連絡会議等の関係先に配布することによる広報の実施

(2) 地方の実施事項

連絡会議は、次の事項を参考に地域的特性を勘案して本計画にて定める推進項目のほか必要と認める項目について、具体的実施計画を策定し、本キャンペーンを推進する。

ア 広報活動

海難防止にかかる理解を広く浸透させるため、国民に対して周知・広報媒体を積極的に活用したPR活動を実施する。

(ア) テレビ、ラジオ、新聞、地方自治体の広報誌等を通じた本キャンペーンの広報の実施

(イ) 連絡会議の構成員及び傘下会員等の発行する新聞、広報誌等による本キャンペーンの広報の実施

(ウ) 官公署、駅構内、海図販売店、マリーナ、漁協等国民の目に付きやすい場所へのポスターの掲示

(エ) 官公署、フェリー・旅客船乗り場や船内、マリーナ等における場内放送等による本キャンペーンの趣旨の周知

(オ) ホームページ、海の安全情報、電光表示板等を利用した本キャンペーンの周知

(カ) 海難の発生状況に係る広報の積極的な実施

イ 安全に関する指導、教育、訓練

(ア) 訪船・現場指導、海難防止講習会、海上安全教室、人命救助訓練等の積極的な実施

なお、各種行事の実施にあたっては、公衆衛生対策を適切に行うとともに、事故防止に万全を期すものとする。

(イ) 連絡会議の構成員及び傘下会員等を通じた重点事項をはじめとする安全確保についての周知、指導

(3) 実施に当たっての留意事項

本キャンペーンの実施に当たっては、海事関係者、漁業関係者など、船舶運航に直接関わる者、マリンレジャー愛好者等への海難防止の知識・技能の周知と安全意識の高揚はもとより、広く国民に向けて本キャンペーンの周知を図り、社会全体の海難防止に対する意識を高め、もって、知床遊覧船事故をはじめとする重大な海難事故の再発防止に資するよう努めるものとする。

9 効果評価の実施等

- (1) 主催は、本キャンペーンの海難防止に対する効果評価をできる限り数値的に行い、的確に把握することにより、次回以降のキャンペーンがより効果的に実施されるよう検証に努め、必要な見直しを行うこととする。
- (2) 実行委員会の各委員は、所属する団体の本キャンペーン期間中に実施した活動について、実行委員会に報告するものとする。
- (3) 地方連絡会議は、本キャンペーン期間中に実施した活動について、実行委員会に報告するものとする。

協賛団体（五十音順）

- | | |
|---------------------|---------------------|
| （一社）海外まき網漁業協会 | （公社）日本海洋少年団連盟 |
| 外航船舶代理店業協会 | （一財）日本海洋レジャー安全・振興協会 |
| 外国船舶協会 | （一財）日本気象協会 |
| （一財）海上災害防止センター | 日本漁船保険組合 |
| （公財）海難審判・船舶事故調査協会 | （一社）日本港運協会 |
| （一社）海洋調査協会 | （一財）日本航路標識協会 |
| （公社）関東小型船安全協会 | （公社）日本港湾協会 |
| （公財）漁船海難遺児育英会 | 日本小型船舶検査機構 |
| 漁船同盟連絡協議会 | （一社）日本作業船協会 |
| 国際商業会議所日本委員会 | （一社）日本マリン事業協会 |
| 石油連盟 | （公財）日本殉職船員顕彰会 |
| 船員災害防止協会 | （一社）日本新聞協会 |
| （一社）全国いか釣り漁業協会 | （公社）日本水難救済会 |
| 日本かつお・まぐろ漁業協同組合 | （一財）日本水路協会 |
| 全国海運組合連合会 | （一社）日本船主協会 |
| 全国漁業協同組合連合会 | （一社）日本船長協会 |
| （一社）全国漁業無線協会 | （一財）日本船舶職員養成協会 |
| （一社）全国近海かつお・まぐろ漁業協会 | 日本船舶代理店協会 |
| 全国さんま棒受網漁業協同組合 | （一社）日本船舶品質管理協会 |
| （一社）全国船舶無線協会 | （一社）日本造船工業会 |
| （一社）全国底曳網漁業連合会 | （一社）日本損害保険協会 |
| 全国内航タンカー海運組合 | （一社）日本鉄鋼連盟 |
| 全国内航輸送海運組合 | （一社）日本長距離フェリー協会 |
| （一社）全国まき網漁業協会 | （公財）日本釣振興会 |
| 全日本海員組合 | （一社）日本舶用機関整備協会 |
| 全日本内航船主海運組合 | 日本内航海運組合総連合会 |
| （一社）大日本水産会 | 日本水先人会連合会 |
| （一財）中央漁業操業安全協会 | 日本放送協会 |
| （公社）燈光会 | （一社）日本旅客船協会 |
| 内航大型船輸送海運組合 | （一社）日本マリーナ・ビーチ協会 |
| （一社）日本ウインドサーフィン協会 | （一社）日本民間放送連盟 |
| 日本遠洋旋網漁業協同組合 | （公財）日本セーリング連盟 |
| （一社）日本外航客船協会 | （一社）日本トロール底魚協会 |
| （一財）日本海事協会 | （NPO法人）PW安全協会 |
| （一社）日本海事検定協会 | 北部太平洋まき網漁業協同組合連合会 |
| （公財）日本海事広報協会 | |

令和 7 年度 全国海難防止強調運動 実行委員会 名簿

(順不同、敬称略 令和 7 年 4 月 1 日現在)

氏名	所属	役職
委員		
中村 紳也	一般社団法人 日本船長協会	会長
平尾 真二	一般社団法人 日本船主協会	常務理事
岩瀬 恵一郎	一般社団法人 日本旅客船協会	労海務部長
守也 岳	一般財団法人 日本気象協会	専務理事
逸見 幸利	日本内航海運組合総連合会	海務部長
松本 冬樹	一般社団法人 大日本水産会	事業部長
三野 隆志	全国漁業協同組合連合会	漁政部 部長代理
立川 博行	全日本海員組合	中央執行委員
岡部 直己	公益財団法人 日本海事広報協会	理事長
八鍬 隆	一般社団法人 日本マリナー・ビーチ協会	理事長
平出 篤志	公益財団法人 日本セーリング連盟	外洋安全委員会 委員長
菊井 大蔵	公益社団法人 日本海洋少年団連盟	理事長
小磯 康	日本小型船舶検査機構	理事
川路 勉	船員災害防止協会	専務理事
江口 満	一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興協会	理事長
善当 勝俊	一般社団法人 日本マリン事業協会	事務局長
江口 圭三	公益社団法人 日本水難救済会	常務理事
加藤 幸弘	一般財団法人 日本水路協会	常務理事
渡部 典正	公益社団法人 関東小型船安全協会	会長
奥島 高弘	公益財団法人 海上保安協会	理事長
鈴木 章文	公益社団法人 日本海難防止協会	理事長
関係官庁		
長澤 輝明	総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課	課長補佐
笠原 光仁	水産庁 漁政部 企画課	課長補佐
大沼 史門	水産庁 資源管理部 管理調整課 沿岸・遊漁室	課長補佐
佐々木 高志	国土交通省 総合政策局 総務課 交通安全対策室	課長補佐
山本 実	国土交通省 海事局 安全政策課	安全監理室長
玉石 宗生	国土交通省 港湾局 海岸・防災課	機器管理室長
内田 忠宏	運輸安全委員会 事務局 総務課	事故防止分析室長
長谷川 晃俊	海難審判所 総務課	課長補佐
五十嵐 陽子	気象庁 大気海洋部 業務課	課長補佐
海上保安庁		
上野 春一郎	海上保安庁 警備救難課	救難課長
川村 朋哉	海上保安庁 海洋情報部	企画課長
本位田 拓	海上保安庁 交通部	航行安全課長
大井 良司	海上保安庁 交通部	安全対策課長

令和 7 年度 全国海難防止強調運動 地方推進連絡会議 名簿

(管区海上保安本部順、敬称略 令和 7 年 4 月 1 日現在)

地方 (管区)	議長	事務局長	事務所
北海道 (1)	金井 関一 海上保安協会 北海道地方本部長	熊谷 与志彦 海上保安協会 北海道地方本部	〒047-0007 小樽市 港町 4-3 小樽水産ビル 海上保安協会 北海道地方本部 0134-33-7826
東北 (2)	桑原 茂 海上保安協会 東北地方本部長	高橋 伸 海上保安協会 東北地方本部	〒985-0011 塩釜市 貞山通 1-2-2 海上保安協会 東北地方本部 022-362-1791
関東 (3)	秋本 茂雄 東京湾海難防止協会 理事長	川口 修 東京湾海難防止協会	〒231-0013 横浜市 中区 住吉町 4-45-1 関内トーセイビルⅡ 2 階 東京湾海難防止協会 045-212-1817
東海 (4)	吉川 廣一 伊勢湾海難防止協会 会長	鈴木 朋幸 伊勢湾海難防止協会	〒455-0032 名古屋市 港区 入船 2-2-28 第 2 名港ビル 2 階 伊勢湾海難防止協会 052-651-0522
近畿 ・四国 (5)	堀 眞琴 神戸海難防止研究会 会長	渡川 明 神戸海難防止研究会	〒650-0024 神戸市 中央区 海岸通 5 商船三井ビル 神戸海難防止研究会 078-332-2035
瀬戸内海 ・宇和海 (6)	仁田 一郎 海上保安協会 広島地方本部長	岡崎 幸恵 海上保安協会 広島地方本部	〒734-0011 広島市 南区 宇品海岸 3-10-17 海上保安協会 広島地方本部 082-254-5006
西日本 (7)	佐藤 元洋 西部海難防止協会 会長	本間 睦裕 西部海難防止協会	〒801-0852 北九州市 門司区 港町 7-8 JP 門司港ビル 4 階 西部海難防止協会 093-321-4495
日本海 西部 (8)	西川 順之輔 海上保安協会 舞鶴地方本部長	川野 康治 海上保安協会 舞鶴地方本部	〒624-8686 舞鶴市 字下福井 901 舞鶴港湾合同庁舎 海上保安協会 舞鶴地方本部 0773-78-1260
日本海 中部 (9)	南波 秀憲 日本海海難防止協会 会長	高野 修 日本海海難防止協会	〒950-0072 新潟市 中央区 竜が島 1-9-2 日本海海難防止協会 025-247-8531
南九州 (10)	有馬 淳二 西部海難防止協会 鹿児島支部長	西田 寛 西部海難防止協会 鹿児島支部	〒892-0822 鹿児島市 泉町 16-4 マルエービル 502 西部海難防止協会 鹿児島支部 099-227-3504
沖縄 (11)	角 善晴 西部海難防止協会 沖縄支部長	上鶴瀬 啓二 西部海難防止協会 沖縄支部	〒900-0001 那覇市 港町 2-1-6 小波津マンション 1006 西部海難防止協会 沖縄支部 098-917-0034